

「環境王国いわて」 を目指して

平成26年度産業廃棄物処理業者の
格付け・保証金の申請受付を開始します。



育成センターのマスコット
「ニンティちゃん」

環境配慮計画法に基づく
基本方針に対応するため、
評価項目及び評価表を
一部改訂いたしました。

受付
期間

平成26年4月1日(火)～
平成26年5月7日(水)

格付け制度とは…

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、環境への先進的な取組等を行っている優良な業者を、県が指定した岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが3段階のランクで認定(格付け)し県民に公表する制度です。

〈対象者〉

岩手県内での業務実績が原則として1年以上ある者
〈認定基準〉

評価表のマネジメント機能及び、施設・設備機能の必須項目を全て満たしていること
評価表の評価項目の※総合評価点数が40点以上であること

〈※総合評価点数の算出方法〉




①収集運搬(積替保管なし)

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.8+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

②収集運搬(積替保管)、中間処理及び最終処分

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.6+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

〈格付け区分〉

	総合評価点数が80点以上で育成センターに保証金を預託し環境省による制度に対応する項目を全て満たしていること
	総合評価点数が60点以上で★★★の基準に満たないこと
	総合評価点数が40点以上で60点未満であること

〈認定申請料〉

収集運搬	4万円
収集運搬(積替保管)、中間処理、最終処分のいずれか	6万円
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理又は最終処分	
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理 + 最終処分	8万円
中間処理 + 最終処分	

〈認定の有効期間〉

認定の日から平成28年の認定日まで。ただし前回★★★★又は★★の認定を受けた者で、新たに★★★★の認定を受けた者については認定の日から平成29年の認定日まで。

※環境配慮計画法に基づく基本方針に対応するため、評価項目及び評価表を一部改訂いたしました。

格付け認定されると…

企業体質の見直しと強化ができるとともに、社会的信頼性の向上が期待されます。また、排出事業者が優良な処理業者を選ぶための有効な情報となります。

◎格付け事業者の率先活用方針(県による支援)

岩手県が排出する産業廃棄物(下水道汚泥、工業用水道汚泥、県立病院の医療系廃棄物、県境産廃等)の処理(収集運搬、処分等)は、原則として格付け事業者に委託することとしております。

保証金制度とは…

産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて、あらかじめ一定の保証金を育成センターに預託する制度です。

〈対象者〉

岩手県知事又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の許可取得者(格付け認定を受けている者若しくは受ける予定の者)

〈保証金(預かり金)〉

一者につき100万円、ただし、(一社)岩手県産業廃棄物協会会員は50万円

〈預託方法〉

保証金預託承諾書の交付を受けた日から1週間以内に育成センターの指定する口座に納めていただきます。

保証金預託すると…

事故などにより緊急に産業廃棄物の撤去等が必要な場合には、育成センターから保証金の返還をうけて措置を講ずることができ、委託された産業廃棄物の処理がより確実に行われることを排出事業者にもアピールすることができます。

◎格付け制度において、評価表の評価項目として10点加点されます。

決定の時期・公表

- 保証金預託承諾 平成26年6月中旬
 - 格付け認定 平成26年6月下旬
- 格付け区分(★★★★・★★★・★)と、保証金預託者を育成センターホームページ等で公表します。

育成センターでは認定(格付け)業者、保証金預託者についてホームページで紹介します。

また、県や盛岡市ホームページの産業廃棄物処理業者名簿に掲載する等、県民、関係機関・団体等に広くPRしております。

格付け、保証金制度は、岩手県知事が(一社)岩手県産業廃棄物協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定し運営されております。

お問い合わせ先

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

(一般社団法人岩手県産業廃棄物協会)

〒020-0023 盛岡市内丸16-15(内丸ビル5F)

TEL 019-625-2203

FAX 019-624-1920

URL <http://www.iwuc.jp>

E-mail info@iwuc.jp